

使用水量認定取扱い基準

(目的)

第1条 この基準は、前橋市水道事業給水条例（平成5年前橋市条例第19号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき使用水量の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 漏水

水道メーター（以下「メーター」という。）下流側の給水装置損傷により水が漏れる状態をいう。

(2) 基礎水量

前橋市水道事業給水条例施行規程（平成11年前橋市水道局管理規程第7号、以下「施行規程」という。）第26条の規定に基づき公営企業管理者（以下「管理者」という。）が漏水の事実を知った日の属する月の前2か月又は、前年同期における使用水量を比較考慮して、当月分使用水量として認定した水量（前回の調定水量が漏水分を含む場合については、前々回の使用量と比較考慮し、新規に水道の使用を開始した場合については、漏水修理後2か月を以って認定する水量）をいう。

(3) 漏水量

検針水量から基礎水量を減じた水量をいう。

(4) 水道使用者等

給水装置等の所有者、使用者及び管理人をいう。

(認定の対象)

第3条 認定の対象は、水道使用者等が前橋市水道事業給水条例第21条の規定を遵守していたと認められる場合で、次の各号の一に該当するものとする。

(1) メーターの指針不動、進行不順、指針破損、ガラス破損、その他メーターに異常があると認められる場合

(2) 水道使用者等が、通常の維持管理状態で発見が困難と認められる給水装置からの漏水の場合

(3) 前各号に定めるもの以外で特に管理者が認定の必要を認めた場合

(認定水量の算定)

第4条 認定使用水量は、検針水量から漏水量の2分の1以内を減じた水量とする。

ただし、口径2.5mm以下の漏水において、漏水量が基礎水量の3倍を超えたときは、3倍

を限度とする。

なお、基礎水量が基本水量（条例 25 条の規定に基づく基本料金に付与されている水量）より少ない場合は、基本水量の 3 倍を限度とする。

- 2 算定する水量に 1 立方メートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 下水道使用料等について、漏水量の全量が下水道管に流入してないと確認できるときは、漏水量の全量を減量することができる。

（漏水認定の適用除外）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、漏水認定の対象としない。

- (1) 蛇口、トイレ、給湯器からの漏水で、漏水箇所を目視により確認できる漏水
 - (2) 貯水槽以降の装置で、給水装置以外の損傷による水漏れ
- 2 前項に掲げるもののほか、第 3 条第 2 号の規定に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、漏水認定の対象としない。
- (1) 水道使用者等が漏水の事実を知りながら、正当な理由なしに漏水の修理を怠ったとき。
 - (2) 給水装置等工事施工基準に基づかない工事をしたとき。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、水道使用者等の管理上の責めに帰すとき。
 - (4) 漏水認定を申請する月に至る以前の水道料金等が完納されていないとき。

（認定の申請）

第 6 条 使用水量の認定を受けようとする水道使用者等は、水道使用水量認定申請書（様式第 1 号）に修繕前及び修理後の写真を添付して、速やかに管理者へ申請しなければならない。ただし、管理者が認めるものについては、この限りでない。

（料金等の決定）

第 7 条 管理者は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにこれを調査して使用水量及び水道料金等の決定を行い、使用水量等決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第 8 条 管理者は、料金等減額の決定を受けた者が、不正行為をしていたと認められる場合は、その決定を取り消し、減額分の料金等を返納させるものとする。

附 則

この基準は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

この基準は、平成23年12月1日から施行する。